

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
29集中 -0809	(一社) 新経済連盟	時間にとらわれな い新たな労働制度 の構築	時間にとらわれな い新たな労働制度を構築する	グローバル化に伴う地球時間 への対応、時間や場所の制約を受け ない柔軟なワークスタイル、成果に基 づく業績評価など、現行の硬直した労働 法制に馴染まない職種、仕事、働き 方が拡大しているが、それらに十分 対応できていない。	労働基準法第三十二条、三十四条、 三十五条、三十七条等	「ベンチャー企業」「知識社会型対応 企業」等の企業類型を設定し、これら に該当する企業は、企業単位で、労働 時間・休日・休憩・割増賃金がいず れも適用されない新たな労働時間制 度を適用できるようにする。一定の時 間・日数を超えた労働時間について は複数年単位で積み立て有休休暇に 振り替えられる「労働時間貯蓄制度」 や、リフレッシュや自己啓発のための 長期休暇を取得できる「サバティカル 制度」の導入、振替休日設定の弾力 化等を認める。 以上の施策推進に当たっては、健康 診断の複数受診の推進、産業医によ るコンサルティングの積極活用等、 従業員の健康管理の枠組みを整備さ せる。	厚生労働省	時間にとらわれない自律的な働き方の選択肢として、7 月6日に成立した「働き方改革を推進するための関係法 律の整備に関する法律」において、新たに高度プロフェ ッショナル制度を創設しました。同制度は一定の高度専門 職について、健康確保のための措置を講じた上で、労働 時間、休憩、休日及び割増賃金の規定の適用を除外す ることとしています。